## 令和2年9月栃木市教育委員会定例会会議録

令和2年9月栃木市教育委員会定例会を、令和2年9月25日栃木市役所に招集した。

1 本委員会の出席者は、次のとおり

青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理者 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員 大橋 孝子委員 舘野 知美委員 林 慶仁委員

2 本委員会の欠席委員は、次のとおり 本委員会の欠席委員は、無し。

3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり

 教
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 長
 表
 書
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表
 表

川名江木大佐金中瀬津淵面村阿藤井山下

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり 後藤 正人委員
- 5 本委員会の書記は、次のとおり 教育総務課 主事 成瀬 瑞希
- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長報告

## 日程第3 議事

報告第 6号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会からの答申(運営体制・組織)について

協議第 5号 栃木市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について

協議第 6号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 栃木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第74号 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度 及び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のために公職の候補者 等が納付すべき額の一部を改正する告示の制定について

議案第75号 栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)に係る意見聴 取について

日程第4 その他

《会議》

教 育 長 一 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署 名委員、書記及び会議案件を報告する。 一

教 育 長 日程第1 前回会議録の承認について、でございます。8月定例教育委員会の会 議録につきましては、あらかじめ委員の皆様に配付したとおりでございます。ご 質問ご意見等はございますでしょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。

一 令和2年8月定例教育委員会会議録に林委員が署名 ―

教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。

― 9月栃木市定例校長会の資料等に基づき報告 ―

1、管理職当初面談を終えて

7月下旬~8月上旬にかけて校長先生方と面談をした。コロナ禍を「ピンチをチャンスに!」の発想で捉え、攻めの姿勢での様々な取組やエピソードを伺うことが出来た。

2、コロナ禍真っ只中で迎えた2学期。そのスタートに当たってお願いしたいこと。

①いじめ・不登校の未然防止に特段の配慮を

臨時休業明けの緊張への反動が出始めるころなので、新たな不登校を生まないよう対応いただきたい。一人一人の個性が尊重された温かな学級の雰囲気づくり、日常的な学びのユニバーサルデザイン化による「安心」と「分かる」を実感出来る授業づくり、予兆を見逃すことなく早期の組織的な対応に注力いただきたい。

②行事の見直しを図る際は、柔軟かつ新たな発想で

「今だから」ではなく「これからも」の視点で見直しに取り組んでいただきたい。 改めてそれぞれの行事のねらい・目的を確認するとともに、児童・生徒の意見を反映することも視野に入れていただきたい。

③迷いや戸惑いに直面することの多い今を、先生方の結束を強める好機に 初めての状況で迷うことも沢山あるが、何でも相談し合える温かな雰囲 気の職場環境づくりに心を砕いていただきたい。「当然分かっているはず」 との思い込みが落とし穴になることもあるので、OJTの強化を。

## 3、標準授業時数について

標準時数は1年間35週でカウントしているが、学校裁量としてそれ以外に8週分ある。今回4月、5月と休校したが、予備時数を当てはめれば時数は何とか担保出来る計算。しかしこの予備時数は行事やその準備、インフルエンザによる休校の分でもあるため、全てそのまま当てはめることは出来ないが、行事の見直しや夏休みの短縮等もあるので、再度の長期休校がない限り、各校とも3月までには時数的な補填は出来ると思われる。

ご質問等ございましたら、お願いいたします。

福島委員 世の風潮的にコロナの影響で時数や学習の遅れをとても気にしていると思いますが、実際には学校は勉強だけが大事なわけではなく、人間形成も非常に大事だ

と思います。日本教育新聞の記事にある「なぜ運動会のためだけに特別な演技種目を考え、練習にかなりの時間を使ってきたのかと問い返した時、誰も明確な回答を出せなかった」となってくると、これは必要ないんじゃないかという雰囲気になってしまうこともあります。しかしこれらは必要ないもの、時間の無駄なものでは決してなくて、みんなで一緒に何かをやるということが、人間形成に非常に大事な部分もあるかと思います。確かに今年は特別かもしれませんが、今後見直していく中で「これは大事なことだ」ということを認識しながら来年からのことを考えていかないと、色々なものがなくなってしまうということを肝に銘じていただきたいです。

教 育 長

おっしゃる通りだと思います。合理性ばかりに走ってしまっては、行事を通して子ども達に育みたい資質能力、特に情意面で育めなくなるものがありますので。 やはり今こそ校長先生達には、この行事を通してどんな力を育みたいのかというところに視点を置いて、残すべきものと省くべきものを、基本に立ち帰り見直すチャンスとしてほしいと思います。他にいかがですか。

後藤委員

生活総合学会というものがあります。毎年そこで提案する機会を得ているのです が、今年の長野大会はオンラインの大会となり、今までの手法とは違い、全国の 先生方から生活科総合に対しての疑問点を出してもらい、それを受けて我々がオ ンラインで再度提案するという形に変わりました。すでに様々な意見が来ていま すが、低学年の生活科で町探検や野菜作りなどの制作物をやるときに、週3時間 の生活科だけの時間では足りないので、他の教科の時間等を使用して生活科やそ の他の教科の目標を達成させようとやっているのですが、先生方の中に、学力が 低下する心配のある子どもにおいては、生活科をやるよりも算数や国語のドリル 等をやった方が学力が上がるのではないか、生活科や総合は必要ないのではない かという、過激なご意見が実際の現場にいる先生からきているということが衝撃 的でした。つまり、授業とは何をもって授業とするか。地域の方と連携を組みな がら体験的な活動を進めていく、そこには大きな達成感や教育的な意義もあるの です。それをそう感じていない保護者がいることは承知していましたが、そうで ないように感じている先生がにわかに出てきたというのは、授業とはなんなのか をもう一回検証する必要があるのではないかと感じています。もう一度原点に立 ち戻って各教科等の目標、ねらい、内容というものを先生方が熟読して解釈して いく、そこが根底なので、それが改めて必要なのかなと最近感じています。

教 育 長

ありがとうございます。他にいかがですか。

館野委員

運動会についてですが、栃木市では「運動会を中止」という形ではなく「何かの 形で実施する」と判断していただきありがたいと思っていたのですが、子ども達 の中には「運動会は中止」と思っている子が多いという話を聞いています。代替 でも何かやるというのはいい取り組みだと思ったのですが、現場でどういう話し 合いをしてこういう風になったのかが見えてこないので、実際に子ども自身がそ う思ってしまうのは残念だと思いました。何かいい伝え方が出来なかったのかな と思います。

教 育 長

以前もお話ししたかもしれませんが、新聞記事の中で例えば「修学旅行中止」と 出す自治体と、「形を変えて実施」という所がありますが、結局は同じだと思って います。中止としていても何か代替えはやっていると思うので、伝え方は非常に大きいなと感じています。中止だからといって何もやらないかというとそういうわけではないと思いますので、「中止」が前面に出てしまうのか、たくさんの来賓を呼ぶような通常の形ではできないけれども、工夫して思い出づくりをやろうねと言うのか、伝え方が大事だなと思いました。何か運動会に関する情報はありますか。

学校教育課長

運動会という名前を付けて行っている学校と、運動会は中止ですとしている学校があります。しかし代替案で学年ごとのスポーツ大会のような、運動会ではない形で楽しみながら子ども達が学べるように配慮して実施している学校もございますので、やはり伝え方の問題かと思います。2年生以上は今までの運動会を経験しておりますので、それと比較すると、名前を変えて行うというのは「これは運動会じゃないんだ」というイメージを持ってしまう可能性はありますので、学校として、担任として、子ども達への伝え方は大事だったと思います。このような状況ですので、より丁寧に保護者や子ども達に説明出来るように、ということは折を見て学校の方にも伝えていきたいと思います。

大橋委員

標準時数の記事にあるように、余白時数がこんなにあるんだなと思いました。具体的な数字を聞くと保護者も安心すると思いますので、何らかの形で保護者に伝えていけたらいいなと思いました。運動会の件ですが、私の子どもが通っている学校では半日という形で運動会がありました。隣の学校では運動会はやらずスポーツ大会としたところもあります。子どもの言っていることですが、運動会は完全中止と言っている子もいました。私の子どもの学校では半日の運動会なので練習が減るのかと思っていたらたくさん行っていたので、保護者の方からそれを不安に思っているという相談を受けました。授業が足らないと言われているのに、こんなに運動会の練習をして大丈夫なのか、運動会をやらないと言っている学校と自分の学校では学習の差が出てくるのではないかと心配している方がいます。心配なら学校へ聞いてみれば絶対答えてくれると思いますと伝えても、学校へ聞くのはハードルが高いと言っていたので、学校側から具体的に、数字が入っていると尚いいと思いますが、公表していただくといいのかなという気がしました。

教 育 長

以前校長先生方へお願いしたことの中に、保護者へただ「時数は大丈夫ですよ」と伝えても、どんな風に大丈夫なのか保護者の方は不安があると思いますので、ただ大丈夫ですではなくて、具体的にここから何時間、ここから何時間を生み出して、夏休みも短くなって、というような説得力のある発信をしてくださいと伝えました。しかし、まだ発信が足りない部分があるかと思いますので、再度伝えていきたいと思います。他にいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教 育 長 ありがとうございました。

次に、日程第3 議事に入らせていただきます。報告第6号 栃木市文化芸術施設等整備検討審議会からの答申(運営体制・組織)について、を議題といたします。文化課 中山主幹より説明をお願いします。

文 化 課 主 幹 〔説明要旨〕

栃木市文化芸術施設等整備検討審議会条例第2条第2号の規定に基づき、平成2 9年4月3日付け栃文第3号にて栃木市文化芸術施設等整備検討審議会に諮問 した「(仮称) 栃木市文化芸術館・文学館の運営体制・組織について」について、 答申を受けたので報告する旨説明。

教 育 長 報告第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

林 委 員 「展示」を軸とした「経営」の視点で論じられることがある、とありますが、入 館料は取られるのでしょうか。また、運営を市の職員がやるというのは同感です が、最後の鍵の施錠等民間委託出来る部分もあると思います。その辺りどうお考 えでしょうか。

文 化 課 主 幹 入館料につきましては文化芸術館を有料施設、文学館は無料と検討しています。 また、委託につきましては受付業務等を委託できないかと検討しているところで す。

後藤委員 諮問から約3年かかっての答申ですが、書かれている内容は非常に良いなと思います。特に若い世代が運営に直接参画出来るということ、経済情勢に左右されず 公平・中立な運営が出来るという2点について大賛成です。

福島委員 私も答申については良く考えられていると思いました。今後実際に市が直営する のか、または指定管理者となるのかという決定は、いつ頃、誰が、どのような形 で決められるのでしょうか。

文 化 課 主 幹 開館は令和 4 年度を考えておりますが、今年度末 3 月議会に条例を提案いたしま す。この条例の中で謳いたいと思います。

福島委員 市で運営するのか、指定管理者にするのかは、議会で決めるということですか。 文化課主幹 まずは教育委員会にお諮りいたします。その後議会に条例を提出いたしますので、 その前に議員研究会等で説明したいと考えております。

後藤委員 確認ですが、この答申の内容が良いかどうかについて教育委員会で方向を出し、 その出したものを議会で扱うということですか。

文化課主幹 答申についてはあくまで報告になります。

生涯学習部長 補足ですが、教育委員会組織の中で文化芸術館・文学館を運営していく組織については、教育委員会に諮った上で決めていきます。指定管理者にするかという点につきましては、現在のところ市の直営でいきたいと考えておりますが、今後指定管理者が必要となった場合には、条例の中に指定管理者による運営が出来るという条文を置かなければいけません。仮にそのような場合には、教育委員会の了承を得た上でということになりますが、議会の議決を得た上で決めるという形になります。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教育長 ありがとうございます。

次に、協議第5号 栃木市教育支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。学校教育課 大阿久課長より説明をお願いします。

学校教育課長 〔説明要旨〕

令和3年4月1日からの組織改編に当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、 栃木市教育支援委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、協議 を求める旨説明。

教 育 長 協議第5号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、協議第5号について、原案にご異議ございませんか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 協議第5号について、異議なきものと認めます。

次に、協議第6号 栃木市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について、 を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

栃木市都賀文化会館を閉館するため、栃木市文化会館条例の一部を改正すること について、協議を求める旨説明。

教 育 長 協議第6号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

― 質問なし ―

教 育 長 それでは、協議第6号について、原案にご異議ございませんか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 協議第6号について、異議なきものと認めます。

次に、議案第73号 栃木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について、を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

栃木市文化会館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第73号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員 これは都賀文化会館の記述部分を外したということですね。

文 化 課 長 その通りです。

後藤委員 閉館後、この建物や跡地はどうなりますか。

文 化 課 長 都賀総合支所で複合化事業を進めているところでして、令和2年度中に都賀文化 会館解体のための設計業務を行い、来年3月31日で閉館させていただき、その 後令和3年度には解体したい、ということを聞いております。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第73号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第73号について、可決いたします。

次に、議案第74号 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度及び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のために公職の候補者等が納付すべき額の一部を改正する告示について、を議題といたします。文化課 金井課長より説明をお願いします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

選挙の候補者が個人演説会等を開催する施設について、栃木市都賀文化会館が令和3年3月31日に閉館することに伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、 公職選挙法施行令第119条第2項の規定による個人演説会等の施設の程度及 び同令第121条の規定による個人演説会等の開催のための公職の候補者等が 納付すべき額の一部を改正する告示を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第74号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 それでは、議案第74号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長 異議なきものと認め、議案第74号について、可決いたします。

次に、議案第75号 栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 (案)に係る意見聴取について、を議題といたします。教育総務課 江面課長より説明をお願いします。

教育総務課長 〔説明要旨〕

令和3年4月1日実施の組織見直しに当たり、公民館及びスポーツ(学校における体育に関することを除く。)に関する事務を教育委員会から市長部局へ移管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、栃木市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(案)に係る意見聴取があったので、これに対して異議がないことについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第75号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島 委員 参考にお聞きしたいのですが、公民館とスポーツに関することが市長部局に移行 するということですが、運動公園の管轄はどちらになりますか。

生涯学習部長 総合運動公園につきましては、市長部局の公園緑地課が所管しています。管理は 公園緑地課ですが、貸出につきましては教育委員会が委任を受け、スポーツ振興 課が行っています。栃木市の総合運動公園は指定管理者制度をとっているため、 公園緑地課が指定管理者にお願いをして貸出を行っておりますが、それ以外の大 平・藤岡・都賀・西方はスポーツ振興課で委任を受けて貸出を行っております。 来年度以降はスポーツ振興課が市長部局へ行くことになりますが、これまでの委 託等の関係もありますので、引き続き市長部局で市民スポーツ課と名称を変えて 行うことになります。

館野委員 市長部局とは何でしょうか。

教育総務課長 市長部局とは、市長の名前で処分・許可等をする、市長権限で行う事務を所管する部署になります。教育委員会が教育委員会の名前で仕事を行っているのと同じでして、市長に変わったものが市長部局です。教育委員会は独立した行政機関ということで、教育委員会の職務権限として教育委員会名で処分をするものと、教育長の職務権限として栃木市教育委員会教育長名で処分するものがあります。福祉事務所等の例外はありますが、市長部局は基本的に栃木市長の名前で仕事をしております。

後藤 委員 庁舎内の組織見直しということで、あらゆる角度から検討されてきたことでありますし、経緯についてもその都度私達に報告いただいているので、基本的にこの方向で行くことに何ら疑問はありません。文書として発出するときに市長が管理し執行することだろうと思うのですが、公民館やスポーツが見直しに当たった事で利用する市民の方にとってどこがよくなるのでしょうか。今まで教育委員会所

管でやってきたので市民の方にも定着しているのではないかと思います。それを 変えることによってのメリットを教えていただければと思います。

総務課長

市長部局で行っているまちづくりと公民館事業等が、今まで以上に連携して実施されていくことによって、まちづくりの施策の中に公民館事業等の活動をより具体的に位置付けた上で実施出来るという風に考えているところです。

林 委 員

公民館とスポーツの事務が市長部局となりますと、今まで公民館で行っていた文 化講座等も全て市長部局で管理することになるのでしょうか。文化課は教育委員 会にありますが、文化課へ移るのでしょうか。

生涯学習部長

今まで公民館等で行っていたものはこれまで同様公民館で行っていくことになります。部局が変わっただけで行うことは同じです。しかし教育委員会にあった権限が市長の権限となるので、市長が責任をもって執行していく形になります。その中で1点だけ違う部分がありまして、アシストネットは公民館が地域本部ということで深く関わっていますが、栃木市の教育の根幹としている制度ですので、補助執行という形で、権限自体は教育委員会に残して事務は市長部局の地域振興部で行ってもらいます。アシストネットについては教育委員会が所管して、権限を持ってやっていくということになります。

教 育 長

アシストネットは栃木市の教育の根幹となるものですので、移管することでそれがやりづらくなったり、足踏みしてしまう状況になるのは教育委員会としても防いでいかなければならない、そしてさらに発展させていくにはどうしたらよいかということで、部長のおっしゃったような策を考えているところです。他にいかがでしょうか。

一 質問なし 一

教 育 長

それでは、議案第75号について、原案のとおり決定することとしてよろしいで しょうか。

一 異議なしの声 一

教 育 長

異議なきものと認め、議案第75号について、可決いたします。

次に、日程第4 その他 に入ります。令和2年9月議会における教育委員会に 関する一般質問の答弁概要について、川津教育部長及び名淵生涯学習部長より説明をお願いします。

教 育 部 長 〔説明要旨〕

- ・教育現場における職員配置及び学校給食のあり方について 4件
- ・栃木市の教育と教育委員会について 6件
- ・新型コロナウイルスと一斉休校について 2件
- ・市長の政治姿勢および公約の進歩状況と今後の方針について 1件
- ・平和の尊さを伝える取り組みについて 1件
- ・学校給食費無料化は方針転換をすべき 3件
- ・小・中学校の少人数学級とICT関連事業について 2件
- ・新型コロナウイルス感染症対策について 1件
- ・コロナ禍における熱中症対策について 1件 の各質問に対しての市長、教育長、部長答弁について概要を説明。

生涯学習部長

〔説明要旨〕

・スポーツ連携事業について 1件

の質問に対しての市長答弁について概要を説明。

教 育 長 ただ今、教育部関連、生涯学習部関連の一般質問の概要につきまして、説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員 2つ質問なのですが、コロナウイルスによる初めの休校判断について今振り返ると、我々は電話をいただきましたが、電話だと記録に残りません。電話したということを書面に残していたのかどうか、やはり緊急時にはわざわざ集めなくてもいいと思うので、今後連絡するときにはメール等でもいいと思いますが、その辺りどうなのでしょうか。もう一点給食費についてですが、千葉議員に聞かれたときに、給食費について教育委員は意見を求められるが権限はない、あくまで市長が決め、議会で承認を得ると答えています。それが正しいかどうかをお聞きしたいです。

2月末の休校の連絡は私から各委員さんへ連絡をさせていただきましたが、電話をしたということ、内容については国の方針に従い、ということで、記録は留めてあります。その一連の休校や延長等について検証を行いまして、最初の休校決定については各委員さんへ電話でその旨を伝え、教育長の臨時代理で決定、その後3月4日に、臨時会という形ではなくお集まりいただき報告させていただいたことが記録されてます。今後は市全体で休校する場合、地域やブロックで複数校休校とする場合には、臨時教育委員会を開いて教育委員さんへ説明し、ご了承の上決定するということで話し合っております。また、給食費についてはこれまでも総合教育会議や研究会でお話しさせていただきましたが、予算については市長権限となりますので、教育委員さんから意見を伺った上で市長へ伝えます。議員さんからもどのような意見があったのか聞かれますので、このような意見があったということを報告させていただき、28日の議員研究会で無償化について説明後、常任委員会の研究会で手法を絞っていただき、最終的には市長が決めたやり方を予算に反映し、議員さんに認めてもらう予定です。

林 委 員 議事録の要旨を記載する、という風にありますが、小中学校の学校訪問のことに ついては今まで具体的なことが記載されていなかったと思います。模範事例等に ついて情報共有しているとのことですが、共有しているのは私達だけであって、 一般市民の方や他の学校の方は見られない状況ですので、要点だけでも公表いた だければと思うのですがいかがでしょうか。

教育総務課長 いただいた意見を踏まえて、議事録の中で要点をまとめて掲載するように努めて まいります。

教 育 長 他にいかがですか。

教育部長

一 質問なし 一

教 育 長 ありがとうございます。

次に、2020全国コミュニティ・スクール研究大会 i n 栃木 テーマについて、 教育総務課 木村主幹より説明をお願いします。

教育総務課主幹 〔説明要旨〕

2020全国コミュニティ・スクール研究大会 i n 栃木の大会テーマの設定理由 について説明。 教 育 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

後藤委員 大会テーマに関する本市の現状を真正面から検証している部分が非常にしっかり 記述されていて、取り組みの中でどんな成果があったのか、どんな問題が残って いるのか、成果についてはより推進して、課題については今後取り組む始点とし て、テーマ設定の理由がはっきりしていて、読みやすくて理解しやすいテーマに なったと思います。

教 育 長 ありがとうございます。他にいかがですか。

一 質問なし 一

教 育 長 次に、星野遺跡記念館の再オープンについて、文化課 金井課長より説明をお願 いします。

文 化 課 長 〔説明要旨〕

11月3日に星野遺跡記念館が再オープンすることについて説明。

教 育 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 ありがとうございます。

次に、(仮称)栃木市文化芸術館・文学館の現場視察について、文化課 中山主 幹より説明をお願いします。

文化課主幹 〔説明要旨〕

(仮称) 栃木市文化芸術観・文学館の躯体が今月末出来上がるので、教育委員に よる現場視察を来月行いたいということについての説明。

教 育 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

一 質問なし 一

教 育 長 ありがとうございました。

以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を終了いたします。

―― 午前11時33分委員会の閉会を宣した。――

令和2年9月25日

教育長

署名委員